

東浦町固定資産税等返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税（土地及び家屋に係るものに限る。以下同じ。）、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（資産割に係るものに限る。以下同じ。）（以下「固定資産税等」という。）の町に瑕疵のある徴収金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない本税及び延滞金に相当する額（以下「還付不能金」という。）がある場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき返還金を支払うことにより、行政に対する信頼の確保と納税者の不利益を補填することを目的とする。

(返還金支払対象者)

第2条 返還金の支払を受けることができる者は、還付不能金のあることを町長により確認された納税者とする。

2 前項の場合において、納税者が次の各号に該当するときは、当該各号に定める者を返還金の支払い対象者とする。

(1) 納税管理人が設定されているとき 納税管理人

(2) 固定資産税の課税対象物件が共有名義であるとき 原則として納税通知書に記載されている者（記載人以外の者が、共有者全員の署名のある共有代表者指定届出書（様式第1号）を町長に提出したときは、その代表者）

(3) 相続があったとき 相続人（地方税法第9条の2の規定に基づく代表者の届出のあるときは、その代表者）

(返還金)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 還付利息額

2 還付不能金は、次の各号に掲げる税の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 固定資産税、都市計画税及び軽自動車税 申出の日から20年を超えない範囲かつ当該課税台帳、徴収履歴等又は当該納税者が提示する領収書等によって納付が確認できる範囲で算定した額

(2) 国民健康保険税 前号の規定により算定した固定資産税額に対応した国民健康保険税に相当する額

3 第1項第2号の還付利息額は、同項第1号の還付不能額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する利率を乗じて計算した額とする。

(返還金の通知)

第4条 町長は、返還金を支払うときは、第2条に規定する返還金支払対象者に固定資産税、都市計画税、軽自動車税、及び国民健康保険税還付不能金返還通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(返還金の支払)

第5条 町長は、前条の規定により通知したときは、返還金支払対象者から返還金申

出書(様式第3号)の提出を受け、速やかに返還金をその支払を受ける者に支払うものとする。

- 2 町長は、偽りその他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、その者から当該返還金の全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に確認された還付不能金についても、これを返還する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町固定資産税等返還金支払要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の請求に係る返還金について適用し、同日前の請求に係る返還金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

共有代表者指定届出書

年 月 日

東 浦 町 長

固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税還付不能金の支払に関する一切の権利を下記の者に委任したので、共有者連署のうえ届出します。

共有者 (全員)

- (1) 住所 _____
氏名 _____
- (2) 住所 _____
氏名 _____
- (3) 住所 _____
氏名 _____
- (4) 住所 _____
氏名 _____
- (5) 住所 _____
氏名 _____

記

代表者 (受領者)

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

様式第2号 (第4条関係)

固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税還付不能金返還通知書

年 月 日

様

東浦町長

税について、下記のとおり返還金をお支払いします。

記

返還金の内訳

年度	税	円
	還付利息額	円
	計	円

様式第3号 (第5条関係)

返還金申出書

年 月 日

東 浦 町 長

住所

氏名

下記の方法で、返還金を受領したいので届出します。

記

- 1 返 還 金 金 円
- 2 税 目
- 3 受領方法 口座振替

口座名義人	ふりがな	
	氏名	
金融機関名		
支店名		
預金種類	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		